



委員会県内調査で
質疑する高安議員

県北地域における儲かる農業の実現と新規就農者への支援について

質問 県北地域における生産者の方々の所得向上や今後の展望について伺いたい。

答弁 県北地域は農地が狭小であることから、大規模化による生産効率向上には限界がある。そのため県では、地域特性を活かした高収益作物の導入を推進している。県北地域においては、ハナモノなどの枝物の栽培に取組み、販売額も右肩上がりで推移し、生産者の所得向上につながっている。甘藷トップランナー事業については、荒廃農地の再生や新たな作付けを支援し、県北地域においても一定の成果が出ている。さらに干し芋などの加工品による高付加価値化も進んでおり、所得向上に寄与している。

質問 新規就農者の参入障壁を下げるために、県はどのように取り組んでいくのか伺いたい。

答弁 国の支援制度を活用しながら負担軽減を図っている。さらに、市町村や農業公社による農業機械のリース事業、民間企業と連携したシェアリングサービスなどの取組みも進んでいる。先進事例を市町村と共有し、新規就農希望者への情報提供を進めることで、より多くの方が農業に参入できる環境づくりに努めていく。

常陸乃国マサバ等の水産物ブランド化による所得向上と担い手確保について

質問 これまでの取組みの成果と、今後の事業化に向けた展望について伺いたい。

答弁 令和5年度以降は流通試験に着手し、飲食店や市場関係者に対するPRや試験販売を実施している。事業主体となる民間企業と地元漁業協同組合が那珂湊漁港内での養殖に必要な漁業権を取得し、事業化に向けて大きく前進した。生産量の拡大とコスト削減を進めながら、早期の本格事業化を目指していく。将来的には、漁業者や水産関連企業の経営多角化の一環として養殖事業への参入を促進し、技術指導や支援制度の充実を図ることで、新たな雇用や担い手の確保につなげていく。

質問 常陸乃国イセエビのブランド化による成果について伺いたい。

答弁 豊洲市場をはじめとする首都圏市場でのPRを積極的に展開しており、本県がイセエビの産地として認知されるようになってきた。新たにイセエビ漁業に参入したいという漁業者も増加しており、担い手確保という面でも一定の成果が現れている。

茨城空港の観光誘客促進と四国便就航に向けた取り組みについて

質問 利用客の県内各地域への周遊促進と、四国方面への新規路線の取り組みについて伺いたい。

答弁 県内には県北地域をはじめ魅力的な観光資源が多く存在する。旅行会社と連携しながら果物狩りや食体験、温泉、歴史文化施設などを組み合わせた周遊型観光商品の造成を進めている。四国方面については、昨年度に松山便のチャーター便を運航し、多くの利用をいただいた。チャーター便の実績を積み重ねることで需要を示し、将来的な定期便就航につなげていきたい。

鵜の岬・カントリープラザの利用率向上について

質問 カントリープラザなどの利用率が低下しているが、どのような利用促進策に取り組んでいるのか伺いたい。

答弁 鵜の岬単体ではなく、伊師浜国民休養地や周辺観光資源と連携したエリア全体での誘客施策を検討し、新たな収益の柱を構築できるよう取り組んでいる。今後は企業、自治体、各種団体への営業活動を強化するとともに、宿泊と宴会、研修を組み合わせたプランの充実を図りながら、施設利用率の向上に努めていく。また、地域との連携をさらに深め、県北地域全体の活性化につながる施設運営をめざしていく。

にしながら、日立市そして県北地域がより元気で魅力ある地域となるよう、一つひとつの課題解決に全力で取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。暑さの厳しい折り、お身体どうぞご自愛ください。



茨城県議会議員 高安博明

ノーサイド 編集後記 No Side

おかげさまで「県議会だより」は、今号で記念すべき第30号を迎えることができました。これまで発行を続けてこれ来ましたのも、日頃から温かいご支援と励ましのお言葉をいただいている皆様のおかげです。改めて心より感謝申し上げます。

県議会議員として活動する中で、地域医療の充実や子育て支援、産業振興、人口減少対策など、日立市や県北地域が抱える様々な課題に向き合っておりまいた。地域を歩き、皆様から直接お話を伺うたびに、県政の役割の大切さと責任の重さを実感しています。

これからも皆様との対話を大切

高安ひろあき

第30号

2026年7月発行

Takayasu
Report for
You

茨城県議会報告

TRY

発行元／連絡先

高安 ひろあき事務所

〒317-0073 日立市幸町2-13-6

TEL 0294-26-0183 FAX 0294-26-0186

E-Mail hiro-t@net1.jway.ne.jp

第2回定例会を開催

営業戦略農林水産委員会
で
質疑する高安議員



県民負担軽減に向けた施策を審議 暮らしと地域経済を支える 補正予算を可決

令和8年度第2回定例会は、6月2日から6月16日まで15日間の日程で開催されました。上程された議案等は、知事提出議案が「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」等の条例や令和8年度一般会計補正予算、報告など15件の他、議員提出議案として「台風6号による農作物等の被害に対する支援を求める意見書」などの4件、さらに請願

2件の計21件が上程されました。それぞれ委員会等での慎重審議の結果、全ての議案が可決・承認となりました。令和8年度一般会計補正予算では、国の補正予算に対応して、中東情勢の影響によるエネルギーの価格高騰への負担軽減を図るため、LPガス使用世帯や特別高圧を受電する中小企業等への支援に必要な予算を計上しました。

6月補正予算案（追加提案）

LPガス料金負担軽減支援事業 世帯当たり700円支援

LPガス販売事業者を通じてLPガス料金の値引きを行い、物価高に伴う一般消費者等の負担軽減を図ります。



【支援対象】

県内一般消費者等（約80万世帯）
※LPガス販売事業者を通じて支援

【支援対象期間・単価】

支援対象期間	支援単価
2026年7～9月分	700円／世帯

【補助方法】

LPガス販売事業者に対し、LPガス料金の値引き実績に応じて補助

特別高圧受電施設等電気料金支援事業 中小企業への電気料金支援

国の電気料金支援の対象外となっている特別高圧契約で受電する事業者等に対し、電気料金の一部を支援することにより、物価高に伴う中小企業等の負担軽減を図ります。

【支援対象】

特別高圧契約で受電する中小企業（商業施設等に入居するテナント含む）等、病院

【支援対象期間・単価】

支援対象期間	支援単価	支援単価
2026年7月、9月分		1.8円／kWh
2026年8月分		2.3円／kWh

【補助方法】

中小企業等に対し、
電力量使用実績に応じて補助
（2026年10月以降）

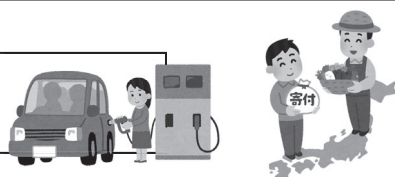


人事

副知事が交代 岩下泰善氏から清水充氏へ

副知事の岩下泰善氏が退任され、新たに清水充氏が副知事に就任されました。

ふるさと納税、不動産取得税などの税法を改正



●個人県民税（ふるさと納税）

ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、特例控除額の限度額を、所得割額の2割に相当する金額と77万2千円（市町村民税の115万8千円とあわせて193万円）とのいずれか低い金額とする。

る「免税点」について、物価の変動等を考慮し、次のとおり引き上げる。

		現行	改正後
家屋	土地	10万円	16万円
	建築分	23万円	66万円
	その他	12万円	34万円

●地方消費税（資産の譲渡）

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者を介して行うものについては、プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、地方消費税の納税義務を課す。

- ・新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置について、適用期限を5年延長する。
- ・東日本大震災により滅失・損壊した家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を限定したうえで、適用期限を1年延長する。

●不動産取得税

- ・新築住宅特例適用住宅の土地の取得に係る税額の軽減について、一定の災害ハザードエリアに所在する住宅用地は、原則として、適用対象から除外する。
- ・不動産取得税が課されない基準とな

●自動車税

- ・自動車税環境性能割を廃止し、現行の自動車税種別割を自動車税に名称変更する。
- ・環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税

率を重課する特例（グリーン化特例）措置について、適用期限を2年延長する。

●個人県民税（所得の課税）

- ・住宅借入金等特別税額控除における居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する。
- ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置を3年延長する。

●軽油引取税

暫定税率（1リットル当たり15円の本則税率に17.1円を上乗せ）を廃止するもの。

茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例

新規

4年連続で全国最多の不法就労の防止を図る

■事業者等の理解の増進

- ・事業者及び外国人に対し、広報活動及び啓発活動を通じて不法就労の防止に対する理解を呼び掛け

■不法就労防止推進月間の設定

- ・事業者及び県民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「不法就労防止推進月間」に設定

■調査の実施

- ・外国人の雇用の状況に関する調査を行うとともに、当該調査の際に判明した不法就労に関する情報について、警察への通報を実施

■連携協力体制の整備

- ・県と市町村、事業者及び県民との連携協力体制を整備

<参考>

都道府県別不法就労者数(R7)

全国順位	県名	人数
1	茨城県	3,518
2	千葉県	1,967
3	群馬県	1,426

※出入国在留管理庁「令和7年における入管法違反事件について」より

茨城県特定金属類取扱業に関する条例の一部を改正する条例

一部
改正

事業者負担軽減に関する規定を整備

■特定金属類取扱業の許可に係る欠格事由の追加等

匿名流動型犯罪グループや新法の規定に違反した者を排除できるよう、法律の規定に違反した者等に係る欠格事由の規定に組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律や新法を追加する等、欠格事由を追加する。

■事業者の負担軽減に係る関係規定の整備

新法の規定による手続を行った場合に、条例の規定による手続を行ったものとみなす規定等を新設するとともに、新法及び条例の双方で義務付けられている取引記録について、記載内容等を新法の規定に合わせる等関係規定の整備を行う。



Half Time ハーフタイム

このコーナーでは、茨城県の取組みについて解説します。

新産業廃棄物最終処分場「エコみらいひたち」の供用開始延期

新産業廃棄物最終処分場「エコみらいひたち」は、敷地造成工事の進捗状況や新設道路の工事事故などの影響を踏まえ、従来の目標としていた令和8年度末からの供用開始を**1年半程度延期**とする見通しとなりました。今回は、「エコみらいひたち」工事の進捗状況についてご説明します。



新処分場本体工事状況

新処分場本体工事について
礫質土の選別採取に時間を要する

事業主体である（一財）茨城県環境保全事業団が令和6年5月に工着手し、防災調整池や浸出水処理施設などの水処理施設の整備は順調に進んでいます。

一方で、埋立地（北側区画）の造成工事は、強固な基礎地盤形成のため、場内の沈下や変形がしにくい掘削後岩石（礫質土）を盛土材として活用する計画でしたが、礫質土の選別採取に計画よりも時間を要しています。そのため、造成工事やその後に実施する遮水工の完了を含めて、目標としていた令和8年度末から施設の完成が1年程度遅れる見通しであり、完成後は試運転などの試行期間が必要となります。なお、現処分場（エコフロン

ティアかさま）の令和7年度末の埋立進捗率は約92%であり、新処分場の供用開始まで切れ目ない受入れを実施していく予定です。

新設道路工事について
工事の安全確保に必要な工期を確保

主要構造物であるトンネルや橋梁の工事のほか、道路改良工事等を実施中です。（仮称）大久保町第2トンネル本体工事については、令和8年3月に事故が発生したため一時中止していましたが、事故原因の究明を図り、再発防止を徹底していきます。新処分場本体工事と近接・重複する工事箇所の工程調整を行い、工事の安全確保に必要な工期を確保しながら、新処分場の供用開始時期とあわせた開通をめざして整備を進めていきます。

エコみらいひたち設置に伴う環境保全等に関する協定の締結
生活環境の保全等に係る基本的事項や役割を取り決め

新処分場エコみらいひたちの整備から施設の廃止までの期間における生活環境の保全等に係る基本的事項や役割を取り決めることで、関係者間の理解を深め、信頼関係の醸成を図るため、令和8年5月22日に茨城県、一般財団法人茨城県環境保全事業団、日立市、エコみらいひたち地元4学区住民協議会で協定を締結しました。



締結式の様子

新処分場の安全な運用開始をめざし、工事の進捗状況を確認しながら整備をすすめていきます！

